

令和 7 年度第 1 回南橘公民館運営推進委員会

日時：令和 7 年 7 月 3 0 日（水）

午前 1 0 時から

会場：南橘公民館 会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 議 事 <議長：委員長>
 - (1) 前橋市教育振興基本計画について
 - (2) 令和 7 年度南橘公民館主催事業について
 - (3) その他
- 6 閉 会

前橋市南橘公民館運営推進委員名簿

令和7年7月1日現在

1 学校教育の関係者

No.	役 職	氏 名	所属団体等での役職	委嘱期間
1	委員	早 川 洋一郎	前橋市立細井小学校校長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
2	委員	金 子 恵 一	前橋市立鎌倉中学校校長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30

2 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者

No.	役 職	氏 名	所属団体等での役職	委嘱期間
1	委員	岸 秀 喜	南橘地区自治会連合会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
2	委員長	澁 川 好 伸	南橘地区社会福祉協議会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
3	委員	小保方 淳 一	南橘地区民生委員児童委員協議会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
4	委員	金 子 かほる	南橘地区老人クラブ連合会副会長(女性部長)	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
5	副委員長	西 いづみ	南橘地区保健推進員会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
6	委員	後 澤 直 子	前橋地区更生保護女性会南橘支部長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
7	委員	山 岸 幸 一	南橘地区青少年育成推進員会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30
8	委員	鈴 木 俊 春	南橘地区更生保護協議会会長	R07. 07. 01～ R09. 06. 30

参考資料

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」

（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員の選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

令和7年度 南橘公民館主催事業

1 子育て親子支援事業

I 南橘すくすく子育て教室

(1) ねらい

- ①同年齢の子どもを持つ親同士の交流を図る。
- ②親子とも楽しみながら学ぶ機会をつくる。
- ③親子の新たな発見や可能性を引き出すことにつなげる。
- ④母親の育児ストレス解消や、より良い親子関係構築を支援する。

(2) 概要

ア 上期

日時＝①7月 3日(木) ②7月10日(木) ③7月16日(水)
④7月23日(水) ⑤7月30日(水) 時間は全て10:30～11:30

対象＝生後2か月～8か月未満の子と保護者 10組

内容＝①きらきら笑顔で親子あそび
～こどもの育ちに合わせた親子遊びを紹介～
②こどもの心と体作り【講座形式・託児付】
～運動や感覚遊びを作業療法士が紹介します～
③④⑤バランスボールエクササイズ&交流会(連続3回)
～産後の体に負担をかけない体力作り～

講師＝①、②前橋市こども支援課

③④⑤ピラティスインストラクター 峯岸圭衣先生

イ 下期

検討中(12月、1月に実施予定)

II 芳賀・富士見・南橘3公民館合同

「親子の絆プログラム”赤ちゃんがきた!”」(愛称:BPプログラム)

(1) ねらい

- ①初めて子育てをしている母親の交流・情報交換の場とする。
- ②育児に対する不安を軽減する。
- ③乳幼児期の育児について必要な知識を学ぶ

(2) 概要

日時・テーマ＝①5月14日(水) 新しい出会い
②5月21日(水) 赤ちゃんのいる生活と環境
③5月28日(水) 赤ちゃんの遊びと心の発達
④6月 4日(水) 親になること
時間は全て10:00～12:00

場所＝南橘公民館(R7 南橘、R8 芳賀、R9 富士見)

対象＝第1子(2ヵ月～6ヵ月)とその母親

講師＝前橋市こども支援課

2 青少年体験・チャレンジ活動事業

I 南橋チャレンジ教室【夏休み期間、冬休み期間】

(1) ねらい

楽しく学べる機会や、学年の枠を超えた交流を図る機会を提供する。また、体験や学習をとおして集中力・自主性・豊かな感性を養うとともに、新たな発見や可能性を引き出す。

(2) 概要

(夏休み期間)

7月24日(木) 10:00～12:00 竹の弓矢を作って遊ぶ

7月28日(月) 10:00～11:30 南京玉すだれ・紙芝居・ビュンビュンゴマ作り

8月3日(日) 10:00～12:00 エコ・クッキングを体験してみよう

8月5日(火) 13:30～15:00 アプリ開発の作業を体験してみよう

(冬休み期間)

開催日時・内容は未定だが実施予定

II 子ども会インリーダー講習会及び育成指導者講習会

(1) ねらい

①子ども会リーダーとしての活躍が期待される小学5・6年生の資質向上の一助とする。

②子ども会を指導・援助する育成指導者の基本的な知識や技術の習得を図る。

(2) 概要

6月8日(日) 9:30～12:30 リーダー講習会・育成指導者講習会

6月14日(土) 9:00～12:45 合同講習会(テント設営・カレー作り)

(南橋地区子ども会育成会連絡協議会主催)

III のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場・ろばたのつどい

(1) ねらい

前橋のこどもを明るく育てる活動の一環として、南橋地区で「のびゆくこどものつどい」を開催し、人間性豊かな青少年の育成を目指すとともに、地域・家庭・学校の連携・協働の大切さと子どもたちを地域で育てる気運を醸成する。

また、「ふれあいの広場、ろばたのつどい」を同時開催することにより、三世代交流やボランティア活動への理解などにつなげる。

(2) 概要

日時＝9月20日(土) 午前9時～正午

会場＝南橋公民館

内容＝南橋中学校吹奏楽部演奏、子ども和太鼓演奏など。各コーナーによる企画については、調整中。

(青少年健全育成会ほか関連団体で組織する実行委員会主催)

Ⅳ 冒険遊び場

(1) ねらい

児童が遊べる里山という場を提供することにより、異なる学年・世代との遊びを通じた交流による情操教育を目的とするもの。

(2) 概要

本年度の事業については倒木事故があり、現場での安全確保が難しいため中止となった。今後については後日の検討会議で決定する予定。

3 生涯学習奨励員活動支援事業

(1) ねらい

生涯学習奨励員相互の密接な連絡や生涯学習の効果的な進展、奨励員の資質向上などを図る。

(2) 概要

①研修講座

W o r d 研修会、E x c e l 研修会を開催（１２月～３月頃を予定）

＊町の広報誌作成に役立てるため

②生涯学習フェスティバルへの参加（８月３０日（土））

4 自主学習グループ活動支援事業

(1) ねらい

所属団体の連帯と協調を進めながら、各団体の発展と向上を図り、豊かで文化的な地域の構築につなげる。

(2) 概要

①自主学習グループの会員募集支援

５月～８月に実施。館報の７月号と８月号に掲載希望団体の紹介記事を載せて会員募集をする。

②研修講座

・９月～１０月頃に「救急車が来るまでの対応について学ぶ講習会」（出前講座）を実施予定。

・１１月頃に研修視察（行先未定）実施予定。

③南橘地区文化祭への参加

１０月２５日（土）、２６日（日）に実施予定の文化祭への参加（展示、発表等）

④公民館利用団体ＰＲチラシ掲示

自主学習グループのチラシを各団体に作成してもらい、それを館内に掲示。また、チラシを入れたバインダーを窓口で案内できるように設置。

⑤南橘公民館の清掃ボランティア

ア 敷地内の除草及び清掃活動

６月２２日（日）実施。

イ 館内の大掃除

１２月１４日（日）実施予定。

5 学び合い・人権・地域ふれあい事業

I いきいき教室

(1) ねらい

- ①楽しく生きがいある生活のきっかけをつくる。
- ②参加者同士の新たな出会いや、交流・学びの場を提供する。

(2) 概要

- ①群馬デリバリー楽団～サククスによる出張ライブ～（群馬県出前なんでも講座より）

日時＝令和7年6月25日（水）

会場＝南橋公民館ホール

対象＝市内在住のおおむね60歳以上の人

募集人員＝ 30人

その他に令和7年度中にいきいき教室を2回実施予定（時期未定）

II 人権啓発

(1) ねらい

人権意識の向上と啓発を図る。

(2) 概要

時期＝1月以降

内容＝小中学生の標語作品を「館報なんきつ」に掲載。

また、同作品を南橋公民館ロビーに展示。

III 明治安田生命保険相互会社との共催

(1) ねらい

- ①楽しく生きがいある生活のきっかけを作るとともに、健康づくりを進めるための環境を提供する。

- ②参加者同士の新たな出会いと、新たな学びの場を提供する。

（内容については調整中）

6 情報提供事業

(1) ねらい

公民館事業や団体の情報等を発信することで、住民の方の利便性向上や学習機会の提供、さらには諸活動の活性化等につなげる。

(2) 概要

①公民館報発行

公民館主催事業、地区内の各種団体行事のお知らせ及び結果報告、行政からのお知らせ等を掲載し、毎月1日に毎戸配付（約18,000部）している。

※平成31年3月号からサイズをB4版からA4版に変更

⇒情報量を増やすために令和元年10月から再びB4判に変更

⇒配付の利便性を図るために令和4年1月から再度A4版に変更

②ホームページを活用した情報提供

前橋市ホームページに、公民館に関する情報（公民館の概要、取扱い業務、周辺地図、公民館の部屋利用、自主学習グループ一覧、館報等）を掲載

7 主な地区との協働事業

I 地区市民スポーツ祭

(1) ねらい

- ①地区住民の健康・体力の維持増進と地区スポーツの振興を図る。
- ②地区住民相互の交流を深め親睦を図る。

(2) 概要

日時＝11月29日（土）を予定

会場＝ALSOKぐんま総合スポーツセンター武道館

内容＝屋内開催でなければ実施出来ないプログラムを残しつつ、老若男女が楽しめる新たなプログラムも追加して実施する。

II 地区文化祭

(1) ねらい

- ①地域の文化振興に寄与する。
- ②各種活動に励む人たちが学習成果を発表し合い、交流を深める。

(2) 概要

日時＝10月25日（土）、26日（日）を予定

会場＝南橋公民館

内容＝具体的な内容については、調整中

III 南橋地区地域づくり推進協議会との協働

(1) ねらい

地域における支えあいや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進める。

(2) 概要

ア 菜の花プロジェクト・種まき

日時＝10月上旬

会場＝田口町田口菜畑

イ 橘山環境整備・南橋中との共同作業…【調整中】

日時＝11月下旬

会場＝田口町橘山

ウ 菜の花プロジェクト・摘み菜…【調整中】

日時＝2月下旬～3月上旬

会場＝田口町田口菜畑